

婚活イベント 企画スキル向上研修会

市は、少子化対策の一環として、「とおのスタイル結婚応援事業」に取り組んでいます。
平成29年度は婚活イベントを5回開催し、88人中13組のカップルが誕生しました。
本年度も若者の定着と出会いの場を創出するため、
婚活イベント(とおの縁結び)を企画する団体などの研修会を開催します。

■開催日時

7月28日(土)
9時～11時

参加
無料

■場所

元気わらすっこセンター 3階大会議室

■対象者

市内に在住・在勤していて婚活イベントを
企画してみたい人または団体

■テーマ

「成功する婚活イベント
テクニック」

■定員

30人

(定員になり次第締め切り)

■講師

(一社)日本結婚支援協会
代表理事

田口 智之氏

婚活イベント 助成金制度

出会いの場を創出する
団体に助成金

婚活イベントや結婚を促進するための講演
会や独身の男女が出会うための交流会などを
開催する団体に助成金を交付します。

■助成額 参加者20名以上…10万円以内
参加者40名以上…50万円以内

※ 飲食に要する費用は除く

従業員のセミナー参加を
支援する事業者に助成金

独身者向け自己演出力アップセミナーに従
業員を参加させた事業者(わらすっこ条例
応援認定事業者に限る)に助成金を交付します。

■助成額 一人あたり1万円
(1事業者最大5万円)

※ 1人2回以上参加させた場合に限る

自己演出力アップセミナーと婚活
イベントの開催については、市ホ
ムページなどでお知らせします

とおのスタイル結婚応援事業 検索

■問い合わせ・申し込み 市こども政策課(☎62-0189)

国保・後期高齢者医療制度のお知らせ

自己負担限度額が変わります

自己負担限度額を所得区分で細分化し、
負担能力に応じて対応できるよう8月から見直されます。

■変更になる人

- ▷国保に加入している70歳以上で所得区分が「現役並み」「一般」の人
- ▷後期高齢者医療制度に加入している人

■変更後の自己負担限度額

※ 多数回該当とは、同一世帯で過去1年間に高額療養費が4回以上
支給された場合、4回目以降の自己負担限度額のこと

所得区分	自己負担限度額(月額)	限度額認定証の交付
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当:140,100円)	申請不要
現役並みⅡ 課税所得380万円～690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当:93,000円)	要申請
現役並みⅠ 課税所得145万円～380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当:44,400円)	要申請

所得区分が「一般」の人

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一般	18,000円(年間上限:144,000円)	57,600円(多数回該当:44,400円)

■後期高齢者保険証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証は7月下旬に対象者へ送付します

■限度額適用認定証の交付申請

1カ月あたりの医療費の支払額を自己負担限度額までに抑えられる「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。自己負担限度額が細分化されたことにより、所得区分が「現役並みⅠ・Ⅱ」に該当する人でも認定証が必要な場合、申請することができません。認定証が必要な人は、8月1日以降に申請手続きを行ってください。

限度額適用認定証の申請に必要なもの	申請する人が加入している健康保険	
	国保	後期高齢者医療制度
個人番号通知カード または個人番号カード	必要 (世帯主、申請者分)	必要 (申請者分)
本人確認書類※	必要 (世帯主、申請者、来庁者分)	必要 (申請者、来庁者分)
保険証	必要 (申請者分)	必要 (申請者分)
認印	必要 (世帯主分)	—
委任状	申請者と来庁者が 同一世帯でない場合は必要	—

※ 顔写真付き(運転免許証など)は1点、顔写真なし(診察券など)は2点お持ちください

■問い合わせ 市市民課(☎62-2111内線145・146)